

## 会 議 録

会議の名称		令和2年度(2020年度)第3回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時		令和2年10月13日(火) 開会14時00分 閉会15時45分		
開催場所		つくば市役所 コミュニティ棟 会議室1・2・3		
事務局(担当課)		こども部こども政策課		
出席者	委員	土井隆義、橋本佳子、神田隼、毛利良子、江原孝郎、舘野正弘、橋本幸雄、浦里晴美、間野聡子、大久保良文、和田雅彦、横山貴美子、池田由美、黒木教子、田中エリ子		
	その他	毛塚副市長		
	事務局	(こども部) 中山部長、松本次長 (こども政策課) 美野本課長、飯村課長補佐 (幼児保育課) 吉沼課長、岩田課長補佐 (教育局) 吉沼局長		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第2号		
議題		協議事項 (1) 小規模保育事業者の認可に関する意見の聴取について (2) 第2期子ども・子育て支援プランの点検・評価について		
会議録署名人			確定年月日	令和 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 挨拶 3 協議事項 4 その他 5 閉会			

<審議内容>

**土井会長**：それでは、当会議条例第6条第2項の規定に従いまして、議事進行役を務めさせていただきます。まず案件に入る前に、委員の皆様にお願ひがあります。会議での発言に際しましては、手を挙げられて、私の指名を受けられた後に、マイクをお届けしますので、それから、お名前をおっしゃっていただいてから、ご発言をいただきたいと思ひます。また、円滑に会議を進行するためご意見につきましては簡潔におまとめの上、ご発言をお願ひしたいと思ひます。それぞれの案件の審議にかかる時間配分についてもご配慮いただきまして、会議がスムーズに進行できるように、ご協力をお願ひいたします。なお、会議の終了予定時刻は、今日は4時を予定しております。まず最初に、当会議の公開・非公開についてお諮りをいたします。当会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の会議公開に関する条例に基づき、公開が適当であると考えております。ただ、審議案件の中で、法人等の財産状況や個人情報に言及する可能性がある場合は、非公開とし、傍聴者の退出をお願ひしたいと考えております。この件についてご意見、ご異議がある方はいらっしゃいますでしょうか。

**他委員**：異議なし。

**土井会長**：ありがとうございます。ではその方針でお願ひしたいと思います。

■協議事項（1）：小規模保育事業者の認可に関する意見の聴取について

**土井会長**：ではこれから協議事項に入りたいと思ひます。まず協議事項の1です。小規模保育事業の認可等に関する意見の聴取につきましてです。こちらはつくば市長から当会議宛てに諮問書が提出されておりますので、申し添えます。では、今回の事業者の審議をいたしますけれども、まず、クローバー保育園の創設について、事務局の方から説明お願ひいたします。

**事務局**（幼児保育課）：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：ただいま、クローバー保育園の創設について説明がありましたが、このことにつきましてご審議をお願いしたいと思います。また、つくば市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づきまして、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができます。本日は、事業者の方がいらっしゃるっておりますので、内容についてご説明を求めることができますが、いかがいたしましょうか。

**他委員**：求めます。

**土井会長委員**：では、反対意見はないようですので、ご説明をお願いしたいと思います。では、事業者より説明をいただいた上で審議を進めていきたいと思います。あわせまして、傍聴者の方をお願いをいたします。事業者の説明を求める際には、会議冒頭におきまして、非公開と決定しておりますので、いったんご退室をお願いしたいと存じます。

（傍聴者退出）

（非公開）

（傍聴者入室）

**土井会長**：それでは続きまして、この件につきまして審議を再開したいと思います。まず審議にあたりましてお願いがございます。審議中は、事業者、個人に関わる事項、名前、住所、出身地、職務経歴等についてのご発言はお控えいただきたいと思います。では、改めまして、このクローバー保育園の創設につきまして、ご意見等いただきたいと思います。

**橋本(佳)委員**：ちょっと一つ確認したいのですが、先ほどの0・1・2歳児の水の遊び場として、カピオの噴水ということが出ましたが、小さい子にとって安全な遊び場といえるのかどうかの確認なんです。転んだりしたときに、角で頭を打つとか、いろんなことが想定できますので、段差のこともあるし、大きな子だったらね、心配ないんだけど、0・1・2歳児に

とってそこは快適な水遊びができるだろうかというところの見解を伺いた  
いんです。

**土井会長**：よろしいでしょうか。

**事務局**（幼児保育課）：大清水公園の噴水の件ですが、担当課としても、  
今聞いたことなので、現地のほうを確認させていただいて事業者と検討さ  
せていただきたいと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。ほかに、お願いします。

**橋本(幸)委員**：先ほどの橋本委員さんの質問は大変よかったんじゃない  
かと思います。やはり乳児と幼児の違いをはっきりさせるっていうことは、  
とっても大事なことであります。それと、浦里委員が質問されていたのは  
きっとプールの件だと思いますけれども、この健康管理保健年間計画の方  
にプール開きというのが入ってきてしまっている。これは、もう一つの方  
の小規模の方の計画をそのまま持ってきているんじゃないかと思うんです  
ね。うっかりしたんだと思う。それにこだわらなければ何もプール遊びを  
する必要ないですし、安全にやるんだったら水かけ遊びだって十分にでき  
るんですよ。先ほどから橋本委員さんも遊びのことを言っていました。  
前回は私も保育園と保育所の違い。これはまさに保育所でありますので、  
保育園って言って欲しくないですね。保育所という風に変更してもらえれ  
ばありがたいと思います。以上でございます。

**土井会長**：はい。他の方はご意見いかがでしょうか。

**間野委員**：こちらの図面を見ると、北向きなんですよ、窓が全部。南向  
きとか日光が入るところが全然こちらのスペースがなくて、そうすると、  
やはり外で遊ぶような時間っていうのが本当に大事になってくるんじゃない  
かなと思ったんですが、ただ外へ移動するとなった時に、どこの公園に  
行くにしても、大通りの横断歩道を横切らないといけないという状況にな  
ると思いますので、そこの安全面のところ、もう一度見直していただいた

方がいいのかなどということ、あと駐車場から園までも結構距離がありますし、やはり横断歩道を渡らなきゃいけないのかなと思いますので、そのあたりの安全管理、保護者にも気をつけてもらわなければならないことになると思うのですが、全体的な大通りの横断歩道を渡るという状況はどうしても生じてくると思うので、そのあたりの対策をもう少し具体的にこの場所でというところのものを出していただきたいというのが気になりました。外遊びもそういうわけで、公園あちこちもちろん周りにはあるんですけど、ちっちゃい子たちが遊ぶという意味で、安全なところなのかどうかの確認も併せて必要かなと思いました。以上です。

**土井会長**：はい。ご意見ありがとうございます。他にありますでしょうか。

**橋本(佳)委員**：水遊びやどろんこの話をした時に、色水遊びとかジェルを使うとか、そういうものを活用した、0・1・2歳児の遊びをお話されたんですが、やはりそういうジェルとか色水とか寒天とかということですが、例えばアレルギーとかいろいろありますし、できるものであれば自然のお水、自然のものが一番ね、やっぱりいいと思うんですね、0歳児や1・2歳児には特にね。五感に働きかけることが、知育に繋がっていくわけなので、先ほどのお話だとお部屋の中で遊べそうな、ジェルとか色水、寒天遊びというところは、基本的には室内遊びを想定したような遊びだなんて、ちょっと私は感じてしまいましたので、先ほどの乳幼児が遊べる場所、本当に水道と砂場があればね、十分赤ちゃんたちは大丈夫なんだけれど、そういうところの工夫と、一番気になるのがガラスを割らないと外に逃げられないという、そこら辺はとっても気になります。今いろんなことが起きてるだけにね。しかも、侵入者が、入り込んできた時だって、ガラス割って逃げなきゃというわけでしょ。逆に言えば、逃げ道がそこしかないということでは、繁華街の中でね、どういう人たちがいるっていうことも考えたら、

経路はガラスを割らなきゃいけないというのがちょっとしっかり改善した上で私は開所していただくのが、子供の命を守る第一かなって。ちょっとそこは気にかかっているんで、是非そこは改善した上でもっと安心できる材料を持っていただかないと、ちょっと私としてはOKという判断は今の段階ではつきかねるという状況です。

**土井会長**：はい。ありがとうございます。他にご意見ありますか。まずご意見を伺いたいと思います。

**大久保委員**：先ほどの避難経路のことで、保育所の開設にあたり、明確な開所の基準、避難経路が確保されていなければいけないのか、設置基準に合っているのかどうか確認してもらえればいいのかと思います。設置基準に合っていなかったならばあれかなと思うのですが、もう一度確認してもらえればありがたいと思います。判断の材料になると思います。

**土井会長**：いったん市の方では基準を確認されているんですね。

**事務局**（幼児保育課）：出入口ですが、2か所なければいけないということは規定ではうたわれておりません。

**土井会長**：ありがとうございます。他に、ご意見ありますでしょうか。

**神田委員**：何点か意見あった上での追加みたいなところではあるのですが、代替園庭の大清水公園がかなり広い公園ですので、保育士の方が公園に連れていく前にいろんな不審物とかないかというのはかなり見られると思うのですけれども、結構広いところなので、そういったところ注意して、例えば場所を区切って使っていただくとかそういった工夫が必要なのかなと思いました。先ほど、水遊びの代替のジェルというのもあったと思うのですけれども、こういったものを使用する場合はもう気を付けていらっしゃると思うのですけれども年齢が年齢ですので誤飲には、気を付けていただきたいなと思いました。あと避難の関係は建築に関しては現時点ではもうすでに建物が完成していると思いますので、市の建築確認申請と

か消防の同意とかというのは既に取れているものかと思しますので、法的な適合はできているのかなと思った次第です。以上です。

**土井会長**：他にご意見ありますでしょうか。出尽くしたように思いますので、少し整理させていただきます。まず1点が避難経路の問題ですね。窓を割らないと出られないという避難経路が第1点。2つ目が大清水公園の安全確認の問題ですね、噴水の安全面を含めた大清水公園の確認の問題ですね。3つ目がプールも含めた水遊びが具体的にどのような計画になっているのか、ジェル遊び等も含めてですが、水遊びの問題ですね。4つ目が保育園というふうに名乗っていらっしゃるけども、保育所の方が適当ではないかというご意見がありました。5つ目が安全対策の面ですね。駐車場等も含めての避難経路等の問題、冒頭申し上げた避難とは別の側面で駐車場等の問題ですね。この5つのご意見が簡単にまとめますと出たように思います。いかがでしょうか。まずこの意見をつけた上で、5つの意見すべてをこの会議として出すかどうかはご判断いただきますが、意見を付帯した上で、この会議としてはどういう方向性で市長に答申しましょうか。この付帯意見をもう一度後で確認しますが、つけた上で、一応認可の方向でいきますか、認可しない方向でいきますか。決定権はありませんが、会議としてはどちらの方向で答申すべきだと思われませんか。ご意見ありますでしょうか。

**橋本(佳)委員**：これは新年度開所、途中から来たのでね、開所日がわからなくて、開所日に余裕があるなら、やっぱりちょっと、いろいろ意見をつけてお出しをして、結果どうだったかっていうことをやはり一応お知らせいただいた上で、判断をするっていう余裕があるのか、ちょっとそこを聞きたい。

**事務局(幼児保育課)**：こちらのクローバー保育園の設置予定ですが、来年の4月1日を予定しております。

**土井会長**：この会議自体には決定権はないので、要するに、今いただいた意見をつけて、どっちの方向で、市長に答申するかになるかと思えますけれども。意見をつけて、それがクリアされればオーケーという方向でいくのか、あるいは、やはりこれは条件をつけても多分実現は難しいだろうから認めないという方向でいくのか。まずはどちらかになるかと思えますが。いかがでしょうか。では、意見をつけてそれを解消していくことを前提として、この会議としては認可の方向でいくという方向に、ご賛成の方はどのくらいいらっしゃいますでしょうか。はい、ありがとうございます。不認可の方向で答申をしたい方は何人いらっしゃいますでしょうか。はい、ありがとうございます。では、様々ご意見を承りましたが、この会議としましては基本的に付帯意見をつけた上で、それがクリアできれば認可の方向で答申をするという方向でいきたいと思えます。その付帯条件をもう1度確認したいと思えます。まず避難経路、窓の件ですね。これは反対なしと思えますが、これを付帯意見としてつけることに対して、反対の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。まず第1点つけさせていただきます。それから、大清水公園の安全確認の問題、噴水も含めてですが、この件はいかがでしょう。はい、これも付帯意見としてつけさせていただきます。では、プールも含めまして、水遊びの計画について再検討の件です。はい、ではこれもつけさせていただきます。では、保育園ではなく保育所の変更を求めるという件につきましてはいかがでしょうか。これはご意見あるかもしれませんが。

**神田委員**：私の認識がちょっとよくわからないのですが、つくば市の保育所と園をみていますと、市立は保育所、私立は保育園というような名前の付け方をされているのかなと思っているのですが、お話ですと園庭の有無でっていうようなところだったと思うので、それがどういったところで区別されるのかちょっとわからない。



**土井会長**：そうですね。制度上の齟齬がでてくるとまずいですね。事務局の方はいかがですか。統一の基準等は。

**事務局**（幼児保育課）：つくば市の公立の保育所ですが、合併前は保育園と保育所と地区ごとに違っていたようです。現在は保育所に統一されています。保育所と保育園の基準なのですが、事務局の方で調べさせていただきます。

**土井会長**：ではご確認いただいて、制度と齟齬がなければこれはどうしますか、付帯意見としてつけますか。いやそこまでする必要はないだろうというご意見もあるかもしれませんがいかがですか。反対意見なければ、付けますけど。

**事務局**（幼児保育課）：現在ですね、小規模保育のステップ保育園というところが園として、園庭はないんですがやっております。

**土井会長**：そういう文言になってるんですね。

**橋本(佳)委員**：橋本委員の方で、園がついているのは庭があるところで、庭がなくてもいいんだよっていう位置づけが所だっとうかがって、そうなんだと。私が勤めていた柏市は全部園です。

**土井会長**：庭がない場合は所なんですか。

**橋本(佳)委員**：いやそこはね、ちょっと。たぶん無認可のところなんかは、所って使ってたかもしれないですが、少なくとも公立はすべて園でやってましたよね。ただ、つくばはどういう経緯で、合併の時にきつとまとめたんでしょうよね、園と所をね。でもその時の根拠があんまりはっきりしない中で、所だねって決まったのかもしれないとすると、これをきちっと調べて、庭があるところは園で、ないところは所って区別してもらえるのであればね、それは選ぶ親たちが所についているところは庭がないんだなって思うので、それは一つ私は選ぶ判断基準にはなると思うんですが、そこのところの根拠がはっきりした上じゃないと、名前を直すって結構大

変な作業なので、そこら辺がいるんじゃないかなと。そこはきっと材料をもつてはいないんじゃないかと思いますが。

**橋本(幸)委員**：第2回目の時にその問題を条例でも決めたらなんて話をした記憶があるんですけども、かつてですね、昔は園と言っているところが多かったんですね。これは幼稚園と保育園というところに、一つの依頼がありまして、幼稚園は、文科省の方で、学校教育法上の第1条の学校にうたわれているんですね。幼稚園・小学校・中学校・高等学校、そこはみんな校がついて、幼稚園だけ園という文字ですね。ただ何でかっていったら、先ほどから出てます、子どもたちは、特に小さい子は庭をもって自然の会場の中で、遊びながら学ぶ、育つということをとっても大事にしているわけでありまして。ですから、ほとんど昔の、幼稚園は今でも幼稚園ですけども、学校と言わないで幼稚園と言っている。英語もキンダーガーデンになっているはずですね。そういった世界のスタンダードでありますけれども、途中でもって保育園が保育所に変ったのはなぜかっていうのを厚労省の役人に訪ねた時、これは法律用語だよと。要するに、厚労省は全部所で統一してあるんだと思うんです。というのは、庭がなくてもビルの中の施設でもオーケーということですよ。でないと、待機児童対策をとれなかったと思いますので、これでもって所にしたんだと思います。でも、庭があるんだったら私は園でいいと思いますし、その辺の、きちんとしたこうしなきゃいけないという規定はないと思いますけれども、つくばだったらね、きちんとしないうちに、園庭がないところも園にしてしまっただっていう経緯はあるかもしれないですけども、これからやはりつくばというものをきちんとしていくのであれば、その辺は統一された方がいいんじゃないでしょうかね。

**土井会長**：ただその場合は、すでに開設されている他の施設との整合性も必要となってきますよね。そこをどうするかという問題もたぶんでてく

と思うんですけども。

**橋本(幸)委員**：でも、整合性を取ったら全てのものは整合って取れなくなりますから、今度はこういう風になるというのもオーケーでしょうし、子ども・子育て会議の中でそういう意見になってきたって、それもオーケーだと思います。そのための会議ですからいいんじゃないかと思います。

**土井会長**：はい。いかがでしょうか。ご反対意見は。

**神田委員**：ちなみになんですけど、つくば市の保育所の入所のしおりとかを見ると、小規模園の場合は園って書いてあっても小規模と書かれてるので、そういったところでここは小規模なんだなというのは、利用する側からすると区別はできるようになっているように思います。

**土井会長**：まず、付帯意見としてつけるとすれば、この会議としてはこういう意見が出ましたと。それで、制度との齟齬がないかの確認の上、ご検討願いたいということになると思いますが、それでつけましょうかどうか。つけるの反対の方いらっしゃいますか、付帯意見。

**橋本(佳)委員**：今までも、これからも所ということて来たものもあり、受け出したものもある。これからもきっと来るでしょうと。それが、とても私は、所と園の違いを明確にするっていうのはとってもね、大事なことだと思う1人なんだけれども、ここにつけるっていうことだと、今の段階では相手方もそう言われたってねってなるだろうし、これが駄目よの理由にはとてもならないというので、これは宿題じゃないけれども、このところで、だってそれを直すとするとね、保育所だって公立も直していくという立場に立たないと、民間さんの小規模園に公立は園にします、庭がないところは所って言えないじゃないですか。だから、ちょっとその整理分けが必要で、今、これを付帯決議に載せちゃうとちょっと混乱するのかなという気がします。

**土井会長**：はい。もちろん決定権はないので、この会議としてはそうい

う希望を持っていますというふうに出すのか、或いはそこまでいかに、ここではそういう意見が出ましたということ参考意見として付けるのか、どちらかなと思いますが。

**橋本(幸)委員**：これ出てるのは、まだ仮称ってなってますけどね。決定じゃないですから、いくらでもこれは直せると言うんです、園名は。これはあくまで仮称ですから、きちっと正式に付けるんだと思います。あるいはこのまま行くんだと思いますけれども、途中で変更してくる場合は結構ありますので、別に変な話ではないと思います。やはり付帯に文言をつけても、みんなよく理解してくれると思います、これは。建物まで直せとは言っていないわけですから。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。おそらく答申にこれを盛り込むこと自体にご反対はないかと思えます。盛り込み方ですけども、今回のこの認可にあたっての希望事項に付け加えるのか、或いは、そういう話がこの会議で出ていたことを申し添えますという形にするのか、どちらかだと思いますが。あまり時間とってもしょうがないので、すいませんが決をとらせていただいていいですか。ではこれを、この言い方にあたっての希望として、この会議の付帯事項に盛り込むべきだと思われる方はどのくらいいらっしゃいますでしょうか。ではこの会議でそういう議論が出ましたので、今後ご検討をお願いしたいという形で行きたい方はどのくらいいらっしゃいますでしょうか、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。ではすいませんが、付帯意見にはしませんが、つまり条件にはしませんが、こういう意見が出たので今後ご検討願いたいということのでつけたいと思います。はい、ありがとうございます。あと5つ目が、安全対策の確認の件ですね、駐車場等の件ですが、これを付帯意見として付けることにご反対の方いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないですね。

**間野委員**：後から気が付いたのでちょっと追加させていただきたいのですが、配置図を見てみた時に、この予定地って書いてあるところの右側のところに、駐輪場・バイク置き場出入口って書いてあるんですね。今度予定地のすぐ下のところに駐車場出入口って書いてあるんですね。これは多分この歩道のところを横切って、自転車は歩道から入ると思うんですけども、オートバイですとか車が入る出入口が、園の出入り口の両脇にできるってことですよ。ということにすいませんさっき気が付いてちょっと文字が小さくて、ちゃんと読めてなかったもので。これは大清水公園側もこの道路になるんですけど、そうすると大清水公園に行くにしても、あそこって大きな信号がある横断歩道と、それと別で大清水公園の真横あたりに信号がない横断歩道があるんですよ。信号がない方で行こうとすると車の出入り口の前を横切らないといけないっていう動線になると思うんです。ちょっとそれ結構危ないなというのと、オートバイがもしバーンと入ってきちゃった場合、よく見ていないと危ないのかなと。今になってとても気になったので追加で意見としてお願いしたいと思います。

**土井会長**：はい、重要なお意見ありがとうございます。ではいただいたご意見も付け加えて、付帯意見として付けて答申をするということでしょうか。はい、ありがとうございます。基本的に認可の方向で付帯意見として4つですね。保育所・保育園の件はこの会議の意見としてお伝えするので、若干別件になりますけども、付帯意見としては4つをつけて、認可の方向で答申をするということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

**土井会長**：では続きまして2件目になります。花畑保育園の創設につきましてです。まず事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**（幼児保育課）：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：はい、ありがとうございます。では、こちらも事業者の方がいらっしゃるっておりますけども、説明を求めますか。

**他委員**：(異議なし)

**土井会長**：では説明を求めたいと思いますので、すいませんが、傍聴者の方は一旦ご退出をお願いいたしたいと存じます。

(傍聴者退室)

(非公開)

(傍聴者入室)

**土井会長**：ではこれから審議を再開したいと思います。先ほどと同じですけども、審議中は事業者個人に関わる事項、お名前、住所、出身地、職歴等についてのご発言はお控えいただきたいと存じます。では改めまして、この花畑保育園の創設につきまして、ご意見をお願いいたしたいと思えます。その前に、まず事務局から先ほどの契約の件ご説明をお願いいたします。

**事務局** (幼児保育課)：先ほどの館野委員からご質問のありました 10 年という契約の期間なのですけれども、以前に厚労省の方から通知がきておりまして、不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和についてという通知が市町村の方に届いております。その中に、建物の賃貸借期間が契約において 10 年以上とされている場合ということで、そこで 10 年というものがありますので問題はないかと思えます。

**土井会長**：先ほどのご発言ですと、むしろ 20 年 30 年という長い契約を求められているというお話でしたが。

**館野委員**：うちで小規模を作るときはそうでした。そういう指導を受けました。

**土井会長**：現段階ではそういう指導はないということですか。

**館野委員**：そういう指導をされて小規模を作りました。20 年 30 年の長期契約じゃないとだめです。

**土井会長**：はい、ではそのところのいきさつを少し確認させていただきたいと思います。ほかに花畑保育園、仮称ですが、ご意見ありますでしょうか。ご意見がないということは基本的に認可の方向で答申するというところでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、お認めするという方向で答申をさせていただきたいと思います。この会議としては、今の契約年限の件につきましては、事務局の方で確認していただいて。どうしましょうね、それは、時間かかりますかね。付帯につけるかどうかということですが、いきさつがわからないと何とも言えないですね。

**橋本(幸)委員**：参考までに、実は1週間ぐらい前ですね、私は学校法人関係なので、県の私学審があったんです。その時に、学校開設についての、いわゆる賃貸の期限について、ある学校から出てきたものが非常に短かった。その委員さんみんなちょっと短すぎないかと。学校ってのは、やっぱり公共性と永続性を持っているんだと。だから、5年・10年でもっともし契約が切れてしまったら、これは学校はもうどこか引っ越すか、閉校するかということになってしまうと。かつてはきっと保育園も、やはり永続性っていうのがあったんだと思いますが、最近は、株式会社とか、社会福祉法人や学校法人以外の人たちが、保育所、保育園の運営なんかしてきたので、例えば少子化が進んで、或いは人口減少どんどん進んでますから、どこから閉園していかなきゃいけないかという問題が生じた場合に、その長い契約は逆に邪魔になるんだと思うんですよね。で、その10年というふうに短くして、いつでもそれ閉園できると。契約にこだわらなくてもいいと推測しますけどね。学校法人からすれば、永続性を求められてるのでできるだけ長期に。以上です。

**土井会長**：ありがとうございます。では、この会議としましては、希望としてどうしたらいいかですよ。契約は長い方が望ましいのではないかと。何かご意見ありますか。

**事務局**（幼児保育課）：保育所の小規模保育事業の賃貸期間なんですけれども、もともとの制度としては、保育所などは、基本的には物件というのは所有することということから始まっております。その中でやはりその待機児童の問題などたくさんの社会情勢の変化がありまして、その中でまず賃借が認められて、おっしゃったように株式会社の参入もありながらの歴史も変わってきましたので、基本的には安定した契約を結ぶことなどという文言になりまして、期間などの記載はない形になっております。その中でですね、地上権の設定などを基本的に行うことという文言があるんですけども、それを行わないことができる基準がまず10年以上とありますので、市としてはまず10年以上というのを設定させていただいております。かつ今回の物件に関しましては、地上権の設定がありますので、本来であればその10年という区切りも適用されないんですけども、おっしゃっていただいたように、保育所としてはある程度の年数をやはり続けていただきたいという思いがありますので、10年は結んでくださいという形です。

**土井会長**：ありがとうございます。いきさつはよくわかりました。では、これはよろしいですか。現状そのようですので付帯意見をつけなくてよろしいですか。はい、ではご異論もないようですので、付帯意見なしで認可してはどうかという形で答申をさせていただきたいと思います。ではこれで第1の協議事項を終わりたいと思います。ありがとうございます。

■協議事項（2）：第2期子ども・子育て支援プランの点検・評価について

**土井会長**：続きまして、第2の協議事項にいきたいと思います。第2期子ども・子育て支援プランの点検評価につきましてです。まず事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**（こども政策課）：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：はい、ありがとうございます。第1期とは異なり、第2期では



グループに分かれて点検評価をし、それをまた全体会で総括してはという変更のご提案及びその背景・理由のご説明がありました。この件につきまして何か委員の皆様からご質問、ご意見等ありますでしょうか。

**橋本(佳)委員**：前回の時はやはりさっき言ったようなたくさんの項目をみんなでやって、確か最後かなんかはグループごとで分かれてやったっていう経験をしたものですから、その最後にやったグループ討議というやり方については、私は両方やってみて、これはいい提案かなというふうには思いました。やはり全員集まって、ずっとやるのはすごくつらかったです。

**土井会長**：はい、ありがとうございます。支持するご意見でした。他にご意見ありますでしょうか。この件について。反対の方いらっしゃいますでしょうか。では、このご提案をお認めする方向でよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。ではこの方法で第2期の点検評価はいくことにさせていただきたいと思います。この班の振り分けはどのようにしたらよろしいですか。

**事務局**（こども政策課）：ありがとうございます。そうしましたら、グループ分けなんですけども、年内までにですね、そのグループ分けを決定させていただきたいと考えております。この後ですが、郵送等で文書をお作りしまして、委員の皆様の方に、例えば第3希望までとか、希望をとらせていただきまして、その上で、ちょっと偏りが無いような形で調整はさせていただければと思うんですけれども、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

**土井会長**：では、我々としてはご連絡を待っていればよろしいですね。では、この協議事項につきましてはそれで終わりにしたいと思います。

■その他

**土井会長**：続きまして、その他に移ります。冒頭で第2回のこの会議の

時の補足資料のご説明がありました。待機児童の人数、年齢区分ごとの利用定員及び申込者数の推移につきましてでしたけども、この件につきまして何か追加でご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

**他委員：**(意見なし)

**土井会長：**では、それ以外に、一応こちらで用意をしている協議事項は以上になりますが、皆さんの方の方から何かご発言したいことがありますでしょうか。

**橋本(佳)委員：**待機児童対策ということで、様々な小規模保育園がどんどん入ってきて、本当にうーんっていうところ、庭がないってすごく気になりながらも対策の一つとして許可をしていかなければならないという中でそういうところの保育園が本当に子どもたちの発達をしっかりと保育の中で展開していくかっていう、点検が必要かなというふうに思ったんですよ。なので、保育の質ガイドラインってところも細かくあるので、そこら辺のところは事務局の方もしっかりと様々な形態の小規模保育、小規模保育園だけじゃないかもしれないですけど、振り返りをきちっとされたらどうかなというふうに思ったんです。なぜかという、例えば、保育所、保育園なんだけど園庭は土が全然見えなくてね、全部何か敷いてあるし、日陰がないとかね、どうやって水や砂で遊ぶんだろうなって。綺麗は綺麗だけど、地面に触らないっていうのはどうなのかなとか、それから小さい、大きな子には一定のね、いろんな知識っていうのもありかもしれないけど、0・1・2のあかちゃんには必要ないことであって、その子たちが置き去りにされていないかと。要するに、知育を表に出すがためにね、それを中心にしてね、例えばその英語とか何とかとかっていうところで、0・1・2歳児の大事な発達っていうところがどうかっていうのが今すごく私が気になっているので、そこら辺をしっかりとそれぞれが振り返り、事務局や私たちも共有して、いつも働きかけられるような、なんかそういうことがね、

できればいいのになってちょっと感じておりますので、そういうことが気になりましたので発言しました。

**土井会長**：貴重なご意見どうもありがとうございます。今のは事務局への要望ということにしますか。それとも、改めて後々この会議で協議を願いたいということになりますか。どちらになりますか。  
なりますか。

**橋本(佳)委員**：できればそういうことも含めた、子どもたちの、あかちゃんに限らず児童も含めて、そういうこれももちろん一つの仕事ね、次の計画も大事だけど、そういうのもしっかりと発信できるような子育て会議っていいんじゃないかなと思いましたので、どこでどうできるかわかりませんがね。何か工夫ができればと思いました。

**土井会長**：経過確認とか事後確認ですよ。では、まずはご意見として承って、それをこの会議でどのような形でフィードバックして議論すべきかを、まず私は議長ですので、私と事務局とで相談させていただいて、もし皆様方の協議事項としてかけられるようになりましたらかけるということでもよろしいでしょうか。はい、ではそうさせていただきたいと思います。他に何かご発言されたいことはありますでしょうか。ないようですので、以上で本日の審議はすべて終了いたしました。時間配分にご協力いただきましてどうもありがとうございます。では、これをもちまして議事進行を事務局にお返しいたします。

以上

# 令和2年度（2020年度）第3回つくば市子ども・子育て会議

日時:令和2年(2020年)10月13日(火)

午後2時から午後4時まで

場所:コミュニティ棟 会議室1・2・3

## < 次 第 >

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議 事 項

(1)小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について（2事業者）

(2)第2期子ども・子育て支援プランの点検・評価について

4 そ の 他

5 閉 会

つくば市子ども・子育て会議委員

	組織等	氏名	役職等	※選出分類	任期	
1	議会	つくば市議会議員 橋本 佳子	文教福祉委員会 委員長	(1)	R2. 5/1 ～ R4. 4/30	
2	幼稚園PTA	上郷幼稚園PTA 会長 毛利 良子	つくば市立幼稚園PTA連絡協議会	(2)		
3	児童クラブ	千代原 義文	つくば市学童保育連絡協議会	(2)		
4	学識経験者	筑波大学人文社会系 教授 土井 隆義	大学教授等	(3)		
5		筑波大学医学医療系 講師 堀内 明由美	大学教授等	(3)		
6	民間保育園	かつらぎ第二保育園 園長 舘野 正弘	つくば市民間保育協議会	(4)		
7	民間幼稚園	栄幼稚園 園長 橋本 幸雄	つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会	(4)		
8	子育て支援団体	会長 浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会	(5)		
9		代表理事 間野 聡子	特定非営利活動法人ままとーん	(5)		
10	主任児童委員	代表 大久保 良文	つくば市主任児童委員連絡会	(5)		
11	公立小中学校長	桜南小学校長 和田 雅彦	つくば市立小中学校長会会長	(6)		
12	公立小中学校長	学園の森義務教育学校長 横山 貴美子	つくば市立小中学校長会副会長	(6)		
13	公募(新)	池田 由美	こどもの保護者、子育て支援に関心がある市民等	(7)		
14		黒木 教子	〃	(7)		
15		田中 エリ子	〃	(7)		
16		鬼頭 聖	〃	(7)		
17	小・中学校PTA	豊里中学校PTA 副会長 長橋 進也	つくば市PTA連絡協議会	(2)		R2. 6/1 ～
18	小児医療	江原こどもクリニック 院長 江原 孝郎	つくば市医師会	(2)		R4. 5/31
19	保育園保護者会	稲岡保育所父母の会 神田 隼	つくば市保育所・園父母の会連絡協議会	(2)		R2. 7/10 ～ R4. 7/9

19名

※ 条例第3条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる委員の分類

- (1) 市議会議員 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者  
 (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者  
 (6) 関係行政機関の職員 (7) その他市長が必要と認める者

## 協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

仮 称	クローバー保育園
設 置 者	株式会社 bring 代表取締役 篠崎 紘幸
設置予定地	つくば市竹園一丁目2番1 レーベンつくばコアリス1F
定 員	19名（0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名）
設置予定日	令和3年（2021年）4月1日



## 協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

仮 称	花畑保育園
設 置 者	社会福祉法人花畑福祉会 理事長 古谷野 好栄
設置予定地	つくば市花畑一丁目9番地2
定 員	12名（0歳児4名、1歳児4名、2歳児4名）
設置予定日	令和3年（2021年）4月1日



## 第2期子ども・子育て支援プラン点検・評価について

### (1) 点検・評価方法

前プランの点検・評価においては、基本目標に関連する91の事業について、担当課が事業内容、実績、成果、課題等を洗い出し自己評価した上で、その内容が適切かどうかを子ども・子育て会議で話し合っていました。

第2期子ども・子育て支援プランにおいては、3つの基本目標が最終的に達成されるかどうかを観点に、担当課が基本目標を達成するための基本事業についてその年の実績、課題・改善方法等を洗い出したものを、委員の皆様が意見を付したうえで評価する方法に変更したいと考えています。

### (2) 点検・評価のおおまかな流れ

- ① 3つの基本目標ごとにグループを分ける。  
原則、1グループ6名で編成(あらかじめ委員の皆様に希望を伺い決定)
- ② グループごとに意見をまとめ評価  
グループとしての意見・評価を全体会議の中で発表
- ③ 他のグループの意見を求め、会議全体としての意見・評価を決定
- ④ 意見・評価を各担当課へフィードバック



【第2回会議 補足】

◇表2の1歳児申込み、2歳児申し込みについて◇

質問：表2の1歳児申込み、それから2歳児の申し込みとあります。この2歳児の申し込みというのは、2歳児になって初めて申し込まれた方と、1歳児の申し込みでかなわなくて2歳児になって申し込まれた方というのはいらっしゃるのでしょうか。その割合はわからないんですかね。

回答：2019年度に1歳児の申し込みをしていて入所できずに、2020年4月の入所に申し込みをした2歳児は、1,330人中262人の約19.7%です。  
262人のうち、105人(40.1%)は、2020年3月時点で保留となっています。  
105人のうち、75人(71.4%)は、2020年4月時点で内定又は辞退となっています。

表2 年齢区分ごとの利用定員及び申込者数の推移

	2018年		2019年		2020年
	4月	10月	4月	10月	4月
0歳児定員	719	722	752	765	836
0歳児申込	456	717	467	787	529
<b>1歳児定員</b>	<b>998</b>	<b>1,006</b>	<b>1,047</b>	<b>1,065</b>	<b>1,171</b>
<b>1歳児申込</b>	<b>1,120</b>	<b>1,144</b>	<b>1,181</b>	<b>1,223</b>	<b>1,231</b>
2歳児定員	1,147	1,155	1,203	1,221	1,321
<b>2歳児申込</b>	<b>1,235</b>	<b>1,269</b>	<b>1,272</b>	<b>1,289</b>	<b>1,330</b>
3歳児定員	1,283	1,283	1,325	1,335	1,432
3歳児申込	1,238	1,250	1,307	1,327	1,313
4・5歳児定員	2,675	2,675	2,744	2,764	2,958
4・5歳児申込	2,396	2,445	2,525	2,509	2,671

## 会 議 録

会議の名称	令和2年度(2020年度)第4回つくば市子ども・子育て会議		
開催日時	令和3年2月10日(水)～3月5日(金)		
開催場所	書面		
事務局(担当課)	こども部こども政策課		
出席者	委員	土井隆義、橋本佳子、神田準、毛利良子、長橋進也、千代原義文、江原孝郎、堀内明由美、舘野正弘、橋本幸雄、浦里晴美、間野聡子、大久保良文、和田雅彦、横山貴美子、池田由美、黒木教子、田中エリ子、鬼頭聖、	
	その他	なし	
	事務局	こども部こども政策課	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	なし
非公開の場合はその理由	つくば市情報公開条例第5条第2号		
議題	協議事項 (1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について 【資料1、2】 (2) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価の実施方法について【資料3】 報告事項 (1) 令和4年4月保育所創設について【報告1】 (2) 令和3年度の教育・保育施設の利用定員変更について【報告2】		
会議録署名人		確定年月日	令和 年 月 日
会議次第	なし		

## 小規模保育事業の概要及び 認可等に関する意見聴取のスケジュールについて

### (1) 小規模保育事業とは

待機児童が多い3歳児未満の保育の受け皿を増やすため、子ども・子育て新制度において新たに新設された地域型保育事業のうちの1つであり、定員が6人以上～19人以下と少人数であることから、子どもの発達に応じたきめ細やかな保育が行える事業となっています。

小規模保育事業にはA型、B型、C型の3つの類型があり、それぞれ求められる基準が異なります。つくば市内では現在12の小規模保育事業があり、うちA型が11園、B型が1園となっています。

#### 【主な小規模保育事業の基準】

	A型	B型	C型
定員	6名以上～19名以下	6名以上～19名以下	6名以上～10名以下
保育室等面積	○0、1歳児：3.3㎡以上 ○2歳児：1.98㎡以上		○1人：3.3㎡以上
屋外遊戯場	○2歳児1人につき3.3㎡以上 ※屋外遊戯場は、敷地外の代替地も可能。		
職員資格*	保育士	保育士+保育従事者	家庭的保育者
職員配置	○0歳児 3：1 ○1・2歳児 6：1 上記に加え、+1名		○3：1 (家庭的保育補助者がいる場合5：2)

※ A型・B型については、1人に限り、保健師・看護師・准看護師を保育士とみなすことができる。

※ B型の保育従事者とは、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者。ただし、職員配置の1/2以上は保育士である必要がある。

※ 家庭的保育者とは、原則保育士等の有資格者であり、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者。ただし、無資格者についても自治体で実施している家庭的保育者認定研修を受講することで、家庭的保育者の資格を得ることができる。

## (2) 意見を聴取する小規模保育事業について

小規模保育事業 A 型の基準を満たす見込みとなっています。詳細については別添協議資料 2 「協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について」をご覧ください。

## (3) 特定地域型保育事業の利用定員について

第 2 期子ども・子育て支援プランでは中央部エリアにおいて、事業者の提案状況を勘案しながら地域型保育事業として令和 3 年度に 76 名分確保する計画となっています。

今回の事業者の利用定員は「19 名」であることから、本事業を認可・確認することにより計画上過剰提供は発生しません。

## (4) 意見聴取のスケジュール

下記のスケジュールにて質問・意見を募集いたします。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1. 第一次質問・意見募集 | 2月10日(水) 12:00 締切   |
| 2. 事業者からの回答   | 2月15日(月) 予定         |
| 3. 第二次質問・意見募集 | 2月22日(月) 12:00 締切予定 |
| 4. 事業者からの回答   | 2月26日(金) 予定         |
| 5. 答申内容の確認    | 3月5日(金) 予定          |

※ 上記スケジュールは予定であり、実際の期限や回答時期については変更となる可能性があります。

## (5) 質問・意見の募集方法

メール本文に、①計画に関する質問②計画に関する意見を記入の上、各締切日までに電子メールにて提出願います。

送信先：つくば市こども部こども政策課

メールアドレス：[wef043@city.tsukuba.lg.jp](mailto:wef043@city.tsukuba.lg.jp)

件名に、「子ども・子育て会議意見等」と記載してください。

※郵送でも受け付けますが、締切日までに必着していない場合、回答が作成できない可能性がありますので予め御了承ください。

## 協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

## 記

仮称	小規模保育園AGRI KIDS PARK
設置者	株式会社AGRI CARE 代表取締役 日馬 祐貴
設置予定地	つくば市観音台一丁目16番地17
定員	19名（0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名）
設置予定日	令和3年（2021年）7月1日



## 第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価の実施方法について

第 2 期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価については、対象年度の翌年度に実施します。

令和 2 年度分は、令和 3 年度第 1 回会議（5 月開催予定）及び第 2 回会議で実施することになります。

実施方法については、別添資料 3-1 のとおり進めたいと思いますので、お気づきの点がございましたら、下記期日までにお知らせください。

### 記

- 1 提出期限 令和 3 年（2021 年）2 月 22 日（月）12：00 締切
- 2 提出方法 電子メールで、メール本文に点検・評価の実施方法についての意見を記入の上、提出願います。
- 3 送信先 つくば市こども部こども政策課
- 4 メールアドレス [wef043@city.tsukuba.lg.jp](mailto:wef043@city.tsukuba.lg.jp)  
件名に、「点検・評価について」と記載してください。
- 5 その他 メール以外での提出も受け付けますが、締切日必着でお願いします。

## 第2期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について（案）

### 1 点検・評価の目的

第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（以下、「プラン」という）については、毎年1回、つくば市子ども・子育て会議（以下、「会議」という）で進捗状況を点検・評価します。点検・評価を行うことで、その結果を各担当課へフィードバックし、プランの着実な実施と必要に応じた見直しが図れるようにします。

### 2 点検・評価の概要

#### （1）点検・評価の時期

点検・評価はプランの期間（令和2年度～6年度）において毎年度行い、点検・評価対象年度の翌年度の第1回及び第2回子ども・子育て会議で実施します。

令和2年度の点検・評価は、令和3年度第1回会議（5月開催予定）及び第2回会議で実施することになります。

#### （2）点検・評価の対象

プランの「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載の各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）とします。

#### （3）点検・評価の方法

点検・評価をしていただく資料として「令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート」（別紙2）を使用します。

このシートは基本事業に関連する担当課が作成し、事前に委員の皆様へ送付いたします。予めシートを確認していただき、事業内容について質問・意見等がある場合は、事前に「質問・意見シート」（別紙3）を事務局まで提出していただきます。

第1回会議は、基本事業シートと事前の質問・意見に対する担当課からの回答を基に議論していただき、グループ内での点検・評価シート（別紙4）の作成をお願いします。

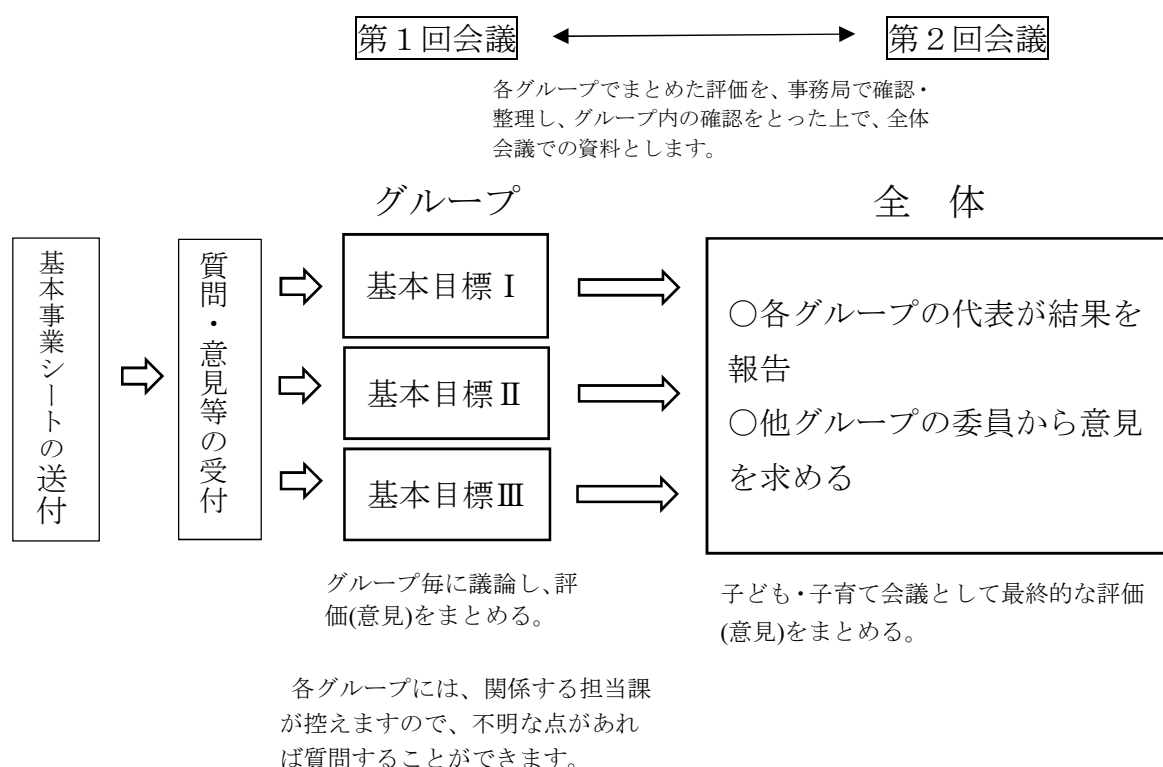
第2回会議では各グループの結果報告及び他委員の意見等を加味し、子ども・子育て会議としての評価をまとめます。

また、プラン最終年度には、基本事業だけでなく、プラン期間中の基本事業の実績及び目標値の達成状況等を総合的に判断し、基本目標が達成しているかどうかも併せて評価していただきます。

なお、基本事業については、年度毎に数値設定していないため評価が困難又は曖昧になってしまうことから、段階的な評価基準を設けず、委員の皆様からいただいた御意見、御指摘等を以って評価とさせていただきます。

#### (4) 点検・評価の流れ

第1回会議でプラン（P35～44）の基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ毎に3つのグループに分かれ、各グループで議論の上評価（意見）をまとめ、第2回会議で、各グループでまとめた評価（意見）を全体会議に報告し、子ども・子育て会議としての評価（意見）をまとめます。



#### (5) グループ分けについて

別紙1のとおりです。

グループ内での進行や全体会議での報告を行うため、会議当日グループ内で1名代表を決めていただきます。なお、書記については各グループに1名ずつ職員を配置します。

#### (6) 点検・評価（意見）結果の報告

会議での点検・評価結果は、事業を所管する各担当課へフィードバックし、翌年度以降の事業の参考とさせていただきます。

また、市ホームページで公表します。



## 第2期子ども・子育て支援プラン点検・評価グループ

(敬称略)  
(委員名簿順)

基本目標と事業の体系 (P34)	組織等	希望順位1
基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む(P35) ～安心して産み育てられる子育て環境の充実～  6名	幼稚園PTA	毛利 良子
	民間保育園	舘野 正弘
	子育て支援団体	間野 聡子
	主任児童委員	大久保 良文
	市民委員	田中 エリ子
	小児医療	江原 孝郎
基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む(P38) ～幼児教育・保育の環境の充実～  5名	議会	木村 清隆
	民間幼稚園	橋本 幸雄
	公立小中学校長	和田 雅彦
	市民委員	鬼頭 聖
	保育園保護者会	神田 隼
基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む(P41) ～地域や放課後等における子どもの活動環境の 充実～  7名	児童クラブ	千代原 義文
	学識経験者	堀内 明由美
	子育て支援団体	浦里 晴美
	公立小中学校長	横山 貴美子
	市民委員	池田 由美
	市民委員	黒木 教子
	小中学校PTA	長橋 進也

※組織代表が変更となった場合、新たな代表者が担当するグループを引き継ぐこととさせていただきますので、その際は組織等内での引き継ぎをお願いいたします。

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート (案)

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

健康増進課

—

—

計画記載  
ページ

P36

基本事業

①出産施設開設支援事業

関連する他プラン

■ 事業内容 ■

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

サンプル

■ 事業概要 ■

※担当課が記載

実績

実績に対する課題・改善方針

※担当課が記載

※担当課が記載

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価  
質問・意見シート(案)

～基本目標Ⅰ 確かな生命と元気を育む～

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ① 出産施設開設支援事業

■ 質問・意見 氏名： ( )

サンプル

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート(案)

～基本目標Ⅰ 確かな生命と元気を育む～

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ① 出産施設開設支援事業

■ 子ども・子育て会議の評価(意見) 【グループ】

<div data-bbox="523 887 1050 1084" data-label="Text"><p>サンプル</p></div>
--

■ 子ども・子育て会議の評価(意見) 【全体】

--

## 事業担当課一覧(案)

番号	基本目標	基本方針	基本事業	計画記載ページ	取組	担当課①	担当課②	担当課③	担当課④	
1	I 確かな生命と 元気を育む	1 継続的・包括 的な支援の充実	①出産施設開設支援 事業	P36	○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。	健康増進課	-	-	-	
2			②子育て世代包括支援 事業		○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型(アウトリーチ型)と健康診査等の参加型(デイサービス型)、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。	こども政策課	健康増進課	幼児保育課	-	
3			③子育てしやすい環境 整備事業		○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。					
4		2 発達や養育に 悩みを抱える家庭 への支援の充実	①産前・産後のサポ ート/ケア事業	P37	○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型(デイサービス型)の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型(アウトリーチ型)の養育支援訪問によって、傾聴や相談(寄添い)を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。	健康増進課	こども政策課	-	-	
5					②子ども家庭総合支援 拠点事業	○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。	子育て相談室	-	-	-
6					③児童発達支援セン ターとの連携	○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。	障害福祉課	子育て相談室	-	-
7	II 楽しく着実に 育ち学ぶ力を育む	1 教育・保育の 提供体制の整備	①教育・保育ニーズに あわせた教育・保育体 制の整備事業	P39	○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握しりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。	幼児保育課	学務課	-	-	
8					②保育人材の確保事業	○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。	幼児保育課	教育総務課	学務課	-
9		2 子どもの豊か な育ちの促進	①幼児教育及び保育の 推進事業	P40	○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。	幼児保育課				
10					②特別な配慮を必要と する子どもの支援事業		○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。			
11	III 主体的にして 広く豊かな経験を 育む	1 特色をいかした 放課後等の居場 所の整備	①放課後児童クラブ事業 (放課後児童健全育 成事業)	P42	○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿(※)に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。	こども育成課	(学び推進課)	-	-	
12			②放課後子供教室推進 事業		○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。	こども育成課	(学び推進課)	-	-	
13			③子どもの居場所・学 習支援事業		○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。					
14			①新・放課後子ども総 合プラン運営事業		○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件(児童一人当たり1.65㎡以上)に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。					こども育成課
15	②特別な配慮を必要と する児童の支援事業	○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。								
16	③遊びの機会と場の充 実	○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。								
14	②子どもが主体的に活動するための 支援の充実	○本市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。								
15	③遊びの機会と場の充 実	○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。	こども育成課	障害福祉課	こども未来室	(学び推進課)				
16	③遊びの機会と場の充 実	○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。	こども育成課	障害福祉課	こども未来室	(学び推進課)				
14	①新・放課後子ども総 合プラン運営事業	○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしています。	こども育成課	障害福祉課	こども未来室	(学び推進課)				
15	②特別な配慮を必要と する児童の支援事業	○平成30年度に開校した3義務教育学校(学園の森・みどりの学園・秀峰筑波)では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。	こども育成課	障害福祉課	こども未来室	(学び推進課)				
16	③遊びの機会と場の充 実	○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。	公園・施設課	(こども政策課)	-	-				
14	①新・放課後子ども総 合プラン運営事業	○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。	こども育成課	障害福祉課	こども未来室	(学び推進課)				
16	③遊びの機会と場の充 実	○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。	公園・施設課	(こども政策課)	-	-				

## 報告事項（1）令和4年4月の保育所等創設について

下記の案件につきまして、民間保育所等選定会議の結果、以下の事業者が選定されましたので、御報告いたします。

### 記

#### 【認可保育所】

	名称（仮称）	設置者	設置予定地	定員※2
①	つくばふれあいしおどめ 保育園	（福）雄雅会 本部：埼玉県八潮市	小野崎 [中央エリア]	90人 (30人)
②	おひさまほいくえん・み どりの	（福）きずな会※1 本部：つくば市	下萱丸 [中央エリア]	90人 (36人)

※1 法人設立準備中

※2 カッコ内は3号定員数（0～2歳）

#### 【予定地周辺図】

① つくばふれあいしおどめ保育園



② おひさまほいくえん・みどりの



## 報告事項（２）令和３年度の教育・保育施設の利用定員変更等について

下記の案件につきまして茨城県に定員変更等の手続きを行うため、御報告いたします。

## 記

## （１）定員変更

令和３年４月１日より変更を予定しております。

## 【認可保育所】

施設名	エリア		認可 定員	利用定員			変更事由	
				2号	3号			合計
					0歳	1・2歳		
北条保育所	北部	現行	60	30	0	14	44	新年度より0歳児の受け入れ等を開始するため。
		変更後	60	39	3	18	60	
		増減	0	+9	+3	+4	+16	
学園保育園	中央部	現行	96	51	15	30	96	分園の児童の進級（6名）に伴うもの。
		変更後	108	63	15	30	96	
		増減	+12	+12	0	0	+12	
ぐっどふれんど 保育園	中央部	現行	110	80	6	24	110	当初の想定より3号児童の利用希望が多いことから、受入人数の拡大を行い待機児童解消に寄与するため。
		変更後	110	66	14	30	110	
		増減	0	-14	+8	+6	0	

【認定こども園】

施設名	エリア		認可 定員	利用定員				変更事由	
				1号	2号	3号			合計
						0歳	1・2歳		
豊里もみじ こども園	中央部	現行	325	155	45	15	30	245	昨年度年少1号児童（3歳児）の受入れを変更したことに伴う年中1号児童（4歳児）の受入れ減。（保育教諭の不足に伴うもの）
		変更後	325	145	45	15	30	235	
		増減	0	-10	0	0	0	-10	
成蹊幼稚園	南部	現行	270	220	50	0	0	270	新規の2号児童の希望が見込めないため、1号児童の受入れを拡大する。
		変更後	270	230	40	0	0	270	
		増減	0	+10	-10	0	0	0	

【小規模保育事業】

施設名	エリア		類型	認可 定員	利用定員			変更事由
					0歳	1・2歳	合計	
流星の丘 保育園	中央部	現行	B型	15	3	12	15	・職員全員が保育士の体制となったこと。 ・年度当初より空きがない状態にもかかわらず入所児童希望が増加していること。 以上の点からA型へ移行するとともに受入れを拡大する。
		変更後	A型	19	3	16	19	
		増減		+4	0	+4	+4	

※ 流星の丘保育園の類型変更により、令和3年4月1日時点で市内全小規模保育事業がA型となる見込みです。



(2) 令和2年度と令和3年度の利用定員の比較 (1号・2号・3号設定区分のある施設に限る)

	1号	2号	3号		合計
			0歳	1・2歳	
令和2年度4月利用定員 合計	3,577	4,315	803	2,410	11,101
令和3年度4月利用定員 合計	3,607	4,733	868	2,684	11,892
比較増減	+30	+418	+65	+274	+791

※ 年度途中での新規認可等も含まれるため、(1) 定員変更での数値とは一致しません。

参考1：新規保育施設について

【認可保育所・幼保連携型認定こども園】

今年度整備を行っていた施設について、現在茨城県へ認可申請を行っており、当初スケジュールの通り令和3年4月1日開園見込みとなっています。

施設名	設置者	設置場所	認可 定員	利用定員				
				1号	2号	3号		合計
						0歳	1・2歳	
木の間インターナショナル保育園	(福)プルメリア地域福祉会	倉掛	156		90	18	48	156
しおどめ保育園つくば	(学)柴学園	下平塚	90		60	0	30	90
流星台エンジェル保育園	(一社)みらいのこ	流星台	90		63	6	21	90
ニチイキッズ東光台保育園	(株)ニチイ学館	東光台	90		54	6	30	90
つくばさくら保育園	(福)さくら	谷田部	90		51	9	30	90
幼保連携型認定こども園 かやまるこども園	(学)古谷野学園	上萱丸	102	30	45	3	24	102

## 【小規模保育事業】

前回までの子ども・子育て会議での意見の聴取を行った小規模保育事業について、現在工事中であり当初のスケジュール通り令和3年4月1日までに開園見込みとなっています。

施設名	設置者	類型	設置場所	認可 定員	利用定員		
					3号		合計
					0歳	1・2歳	
キッズハウス ゆめの森	(一社) リトルフォレスト	A型	手代木	12	3	9	12
クローバー保育園	(株) bring	A型	竹園	19	3	16	19
花畑保育園	(福) 花畑福祉会	A型	花畑	12	4	8	19

## 参考2：利用定員について

### (1) 利用定員の概念

子ども・子育て支援新制度では、認可を受けた施設・事業者からの申請に基づき、認定区分ごとの利用定員を認可定員の範囲内で定め、市が給付対象施設・事業として確認し、給付費（委託費）を支給します。

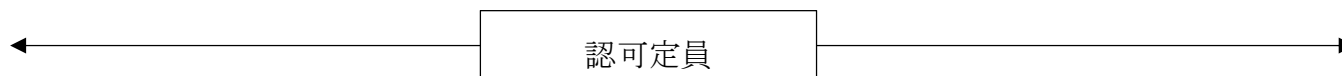
利用定員は保育士配置基準、面積等基準に留意し、1号、2号、3号（0歳と1・2歳）の認定区分ごとに設定します。

各施設・事業への受け入れ人数や給付単価は、認可定員ではなく利用定員を基に運用されます。なお、実際の受け入れ人数について、認定区分ごとに設定した利用定員を下回ったり、超過したりする柔軟な取り扱いが認められています。

（例：利用定員 2号 30人、3号 30人 計60人 → 実際の受け入れ人数 2号 25人 3号 35人 計60人）

利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、実利用人数が認可定員を下回っている場合、計画上の確保方策などを踏まえた上で、認可定員を下回る利用定員とすることができます。（例：新たに施設が開園する際、4・5歳児の定員までの利用が見込めない場合等）

なお、特定教育・保育需要の増加があり、待機児童の発生している状況を踏まえ、施設や職員配置を満たす施設については、年度当初より利用定員の120%まで受け入れを現在行っています。



利用定員区分	1号の利用定員	2号の利用定員	3号の利用定員	
対象児童	3～5歳児 (教育認定)	3～5歳児 (保育認定)	0歳児 (保育認定)	1・2歳児 (保育認定)